

りす俱樂部

2021年
11月号
第296号



落葉の語り

秋日和、登山道を外れて一呼吸一休み。錦に染めた葉が、やわらかい光と戯れながら二枚三枚、リュックサックに舞い降る。これも何かのご縁。持ち帰ってハガキに描いていると、役目を終えた葉が終活を整え、心の装いをしているようだった。

弁護士 福井大海

赤十字運動とりすシステム 理事新任あいさつにかえて

熊本赤十字病院副院長 宮田 昭

この度、第23回社員総会・役員会で理事に選任いただきました宮田昭と申します。はなはだ僭越ですが、自己紹介を兼ねてりすシステムのみなさまにご挨拶申し上げます。

私は今年丁度65歳、現在熊本赤十字病院で副院長を務めております。来年3月定年退職予定ですが、読者の皆さんの多くは私よりずっと先輩かと思えます。「65歳など青二才だ」とお感じと思いますが、歳の差ばかりはどうしようもありませんので、どうぞ我慢してお読みください。

さて、皆さんの近くにも赤十字病院があるかと思えます。赤十字病院は全国に92ありまして、病院グループとしては日本最大です。「日本赤十字社法」によって設立された日本赤十字社という認可法人が運営しているのですが、これがとてもわかりにくい組織な

のです。この日本赤十字社の前身は「博愛社」と言います。博愛社は西南戦争（1877年）当時に熊本の田原坂の戦いを含む一連の戦闘による負傷者を政府軍・薩軍の区別なく救護しようという目的で設立されました。この提案は実は政府軍サイドから行われたものの、当時の現場最高司令官から一度拒否されています。それほどに当時は「敵は敵。怪我してようと、死んでようと、敵は敵」だったようです。それでも提案を行った佐野常民らは政府側と粘り強く交渉を行い、この活動を実現させました。

大変興味深いことに、激戦地の田原坂周辺では家屋などに銃弾や大砲による被害を受けたにもかかわらず、住民たちがボランティアとして戦死者を塩漬けにして、胸に縫い付けてあった名前と住所を頼りに、遺体を荷車に乗せ

て郷里までボランティアとして送り届けたという記録が残っています。

実はこの少し前にヨーロッパでは、イタリア統一戦争（1859年）の最中にアンリ・デナンという銀行家が（銀行家と言っても商売はとても下手だったようで、最後は高齢者用住宅でひっそりと世を去っています）たまたま商用で通りがかったイタリアのソルフェリーノという激戦地で町の人達と協力して負傷兵の治療に当たりました。彼はこの時の経験を元に、戦場における負傷者は敵味方なく保護されるべきだという「赤十字運動」をスイス・ジュネーブで始めました。これが現在の赤十字国際委員会で、第1回ノーベル平和賞はこのアンリ・デナンが受賞しています。また、赤十字はこれ以降併せて7回のノーベル平和賞を受賞しています。赤十字のマークはこの赤十字運動の発祥の地であるスイスに敬意を表して、スイス国旗の色をひっくり返したものです。

さて、赤十字国際委員会は人権に直接タッチする組織でもあるので、少し秘密主義的なところがあり、ノーベル平和賞受賞のように名譽なこともあまり宣伝していません。

日本赤十字社も設立以来良い事を沢山してきたのですが、残念なことに日本が軍国化するにしたがって従軍看護婦の養成と送り出し機関のようになりました。この戦場に向かった看護婦たちは多くが命を落とし、また壮絶な苦労を経験することになりました。第2次大戦後は公立病院などを吸収しながら現在に至っています。

赤十字という組織は世界130以上の国々にあつて、「姉妹社」と呼ばれています。「兄弟社」でないところが面白いですね。今の世の中では叱られそうですが、いかにも看護が女性の仕事とされていた時代を連想させます。各国赤十字社（イスラム国家では赤新月社）の形態は様々です。日本のように大きな組織を抱えて、たくさんの職員がみなし公務員のように働いているところもあれば、ボランティアを中心に構成されているところもあります。ただし、どの赤十字社も（一応付きで）その国の政府から独立した建前となっています。

私はこのような団体に所属している関係で、いろんな国で国家間の戦争や地域紛争の犠牲者の治療、難民の救援、また災害地での

救護活動にも携わってきました。イラン、イラク、アフガニスタン、紛争下のセルビア、コソボなどです。そこで目にしたのは「不幸な人々」です。紛争地でも、難民が逃げ込んでくる国境の町でも、そして様々な災害に傷ついた地域でも、人々の表情は暗く、悲しげです。ある人は家族を失い、行方が判らなくなり、また家を失い、家財を奪われて途方に暮れています。戦場では日々大けがをしたり、今まさに命を失おうとしている人達で溢れています。このような状況に陥ってしまった人たちは「自助」などできることではありません。そのため遠く離れた国々の人が、可能な限り中立的な立場で、救いの手を差し伸べる必要があります。そのため今では多くの人道支援団体が、時に戦場で、あるいは災害地や貧困の著しい地域で怪我・病氣・栄養不足に苦しむ人達を救う活動を行っています。

とは言え、「人道支援」と呼ばれるこれらの活動も決して美しいお話ばかりで出来上がっているわけではありません。なにより資金が必要で、そして活動を遂行する人をどう確保するか。法的な位置づけや政府あるいは現地権力とのタフな交渉や妥協もあります。

これらは一過性のものであつてはなりませんから、どう継続性を持たせるかの計画も必要です。さらに各人道支援団体間では支援者獲得、活動分野や活動地域獲得のための競合すら存在します。私たちは神でも仏でもなく「ヒト」なのですから、このような一見負の要因として見えるものも、私たちの性質の中に欠くべからざるものとして、どんな行動の中にも顕われてくるものなのでしょう。ヒューマニズムに溢れた活動の中でも、ヒトらしい仕事で人道支援が行われることは、それはそれで好ましいことかもしれません。

このような意味で、今まで医療と人道支援活動に携わってきた私には、「りすシステム」の活動は正に驚異でした。何が今と将来の日本人に必要なのか？ 死の定めの下にあつて、そこに近づきつつある私たちの意思をどう実現するのか？ そのための基本構想を創り、組織と人材を養成し、果ては法改正まで行うとは！ 私は松島如戒さんと「りすシステム」を造り上げてきた皆さんが、佐野常民やアンリ・デュナンと重なって見えて仕方ありません。

さて、私が「りすシステム」からいただいたミッションは、医療や「医療上の判断に関する意思表示書」の内容についての相談事に応じることから始まりそうです。医学が日進月歩であるが故に、皆さんは病気や検査、治療についてきつと疑問を抱いたり戸惑ったりされることと思います。今では医者も随分優しくなつて、皆さんの質問にも丁寧に答えることが増えてきました（実際、医学部教育にはどのように患者さんと家族の質問に答えるかの講義や実習があります）が、「やっばり診察室では質問しづらい」「別の医者から意見を聞きたい」という方もおられると思います。また、医学の進歩と人々の考え方の変化により「医療上の判断に関する意思表示書」の内容や書き方も当然変わってくるでしょう。このような場合にご相談に乗ったり、お手伝いができるよう準備を進めてまいりますので、これからどうぞよろしくお願い申し上げます。



赤十字マークは、いざという時にわれわれ国民一人ひとりを守るマーク

赤十字マークは、病院や医療を象徴するマークだと思っている方も少なくないようですが、とても大切な意味をもつマークです。戦争や紛争などで傷ついた人びとと、その人々を救護する軍の衛生部隊や赤十字の救護員・施設等を保護するためのマークです。

紛争地域等で「赤十字マーク」を掲げている病院や救護員などには、絶対に攻撃を加えてはならないと国際法や国内法で厳格に定められています。また、その使用については赤十字社と法律等に基づいて認められている組織に限られています。もちろん、一般の病院や医薬品などに使用することは禁止されています。その「赤十字マーク」は赤

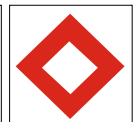
字の創設者アンリ・デュナンの祖国であるスイスに敬意を表し



赤十字マーク



赤新月



レッドクリスタル

て、スイス国旗の配色を反転して「白地に赤い十字」としたものです。多くのイスラム教国は、十字はキリスト教を連想させるとして、赤十字の代わりに「赤新月」を使用しています。平成19年には「赤十字」「赤新月」に加えて、新たな標章「レッドクリスタル」が追加されました。（赤十字標章パンフレット『知っていますか？このマークの本当の意味』より）

〈年金シリーズ 第10回 完〉

「あきらめていた年金が……」

株式会社ジェイ・サポート代表取締役
社会保険労務士原令子事務所所長

原 令子

「離婚後もきちんと年金を掛けていれば良かったと後悔しています。年金の加入期間が足りなくて、年金がもらえないようです。60歳を過ぎて、だんだん働くのが辛くなり、少

離婚しました。その後は実家の家業を手伝い、飲食店や商店でも働きました。離婚後はお金の余裕もなく、国民年金の保険料は未納のまま

ま今に至ります」とのことでした。
●ではここで、「受給資格期間」について説明しましょう。
「受給資格期間」とは、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給するために必要な加入年数のことで、原則保険料納付済期間が10年以上あれば、年金を受給することができます。また保険料納付済期間だけで10年に足りないときは、保険料免除期間や合算対象期間も合算して判断します。(各期間については図表1参照)

しでも年金があればと思わずにはいられませんが、いろいろな悩んでいたら、友人に年金相談に行ってみたら? と言われて……。年金は25年以上掛けていないと受け取れないのですよね?」63歳の女性、英子さん(仮名)からのご相談です。

私が「以前は年金を受け取るために保険料を納めた期間等が25年以上必要でした。でも、年金の法律改正により、現在その期間が10年に短縮されています。英子さんが年金を受給できるかどうかを確認したいので、生年月日と学校を卒業してからの経歴を教えてくださいいただけますか?」と言うと、英子さんは「私は1958年4月10日生まれです。短大卒業後3年間会社勤めをし、1981年4月に結婚のため退職。会社員の夫と結婚して9年で

受給資格期間

図表1

★ 10年 ≦ 保険料納付済期間 + 保険料免除期間 + 合算対象期間

【保険料納付済期間】

- ・国民年金に加入して保険料を納付した期間
- ・厚生年金(共済年金)に加入した20歳以上60歳未満の期間
- ・厚生年金(共済年金)の加入者の配偶者(年収130万円未満に限る)で1986年4月以降の20歳以上60歳未満の期間

【保険料免除期間】

- ・国民年金の保険料を納めることが困難な人が、申請により保険料の全額又は一部の納付を免除された期間
- ・学生の納付特例や若年者の納付猶予を受けた期間

【合算対象期間】

- ・1961年4月から1986年3月末までの間で、厚生年金(共済年金)被保険者の配偶者が、国民年金に任意加入しなかった期間
- ・1961年4月から1991年3月末までの間で、学生が国民年金に任意加入しなかった期間
- ・1961年4月以降現在までの間で、日本国籍を有する20歳以上60歳未満の海外居住者が、国民年金に任意加入しなかった期間
(注:合算対象期間は受給資格期間には算入しますが、老齢基礎年金の金額には反映しません)

●次に英子さんの年金加入歴を図表2にまとめました。これを参照しながら英子さんの受給資格の有無を確認してみましょう。

①会社勤めをしていた期間（3年）は、厚生年金被保険者期間として保険料納付済期間になります。

②1981年4月から1986年3月末までの間は、離婚した夫は厚生年金に加入、英子さんは、任意加入をしていなかったため、この期間（5年）は、合算対象期となります。

なお、合算対象期間は受給資格期間である10年の確認をするときには算入することができます。が、年金額の計算に反映しません。

③1986年は年金の大きな改正があった年で、4月から基礎年金という現在の年金制度がスタートしました。年収130万円未満で厚生年金（共済年金）加入者の配偶者（20歳以上60歳未満の期間に限る）は、国民年金の第3号被保険者と位置付けられ、3号の届け出をすることで、保険料の自己負担がなくても保険料納付済期間になります。英子さんは、1986年から離婚までの期間が保険料納付済期間（4年）になります。

④英子さんの受給資格期間は、離婚してから現在までの間に年金に加入しなかったがなかったとしても、現在の時点で①+②+③の合計12年となり、受給資格期間を満たしていると判明しました。

●以上のことから、英子さんは生年月日で定められた年金の受給開始年齢が61歳なので、今請求手続をすれば、特別支給の老齢厚生年金の受給権が2019年4月にさかのぼって発生し、現在までの未払い年金額が一括で支払われます。その後は、65歳までは特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分が、65歳からは老齢厚生年金と老齢基礎年金が受給できることとなります。

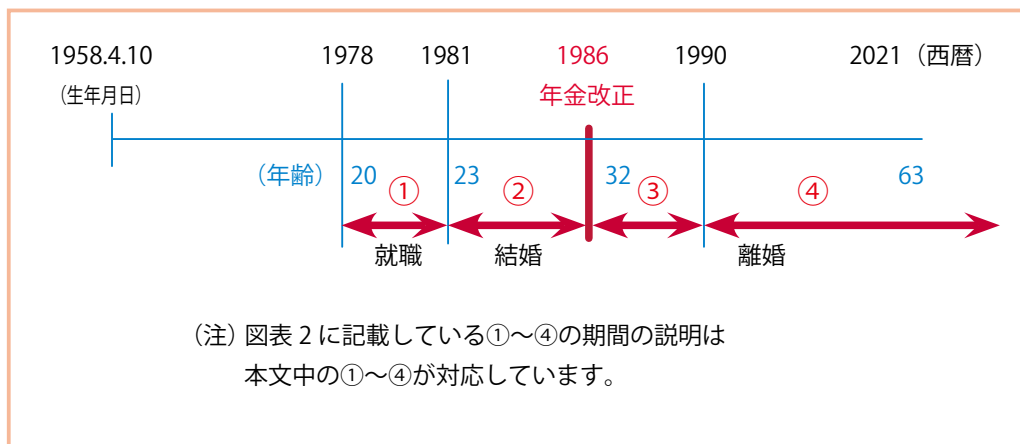
英子さんにこのことを伝えると、「私も年金が受け取れるなんて本当に嬉しいです。ありがとうございました。」と、そして「私は今まで、結婚期間の人生が無駄だったと思い悔やみ続けてきました。でも今日、諦めていた年金が、結婚していたから受け取れることを知り、気持ちが少し軽くなりました」

このように離婚しても過去の結婚期間は合算対象期間としてあなたの受給資格期間に算入される場合があります。また、合算対象期間は、この期間だけではありません。年金が

受け取れない方もあきらめずには是非お近くの年金事務所にご相談ください。

図表2

英子さんの年金加入歴





〈地球に恩返し森〉の活動を ブログとインスタグラムで発信しています！



地球に恩返し森づくり事業部では、2009年以降〈地球に恩返し森〉(大分県由布市庄内町)づくりを通して、さまざまな環境保護運動をしています。日々の活動の様子を〈地球に恩返し・くすりの森の「しんのちゃん」〉ブログとインスタグラムで発信していますので、ぜひご覧ください！

<https://ameblo.jp/liss-shinno/>

地球に恩返し しんの



珍しい生物との出会い



水路付近ではアカハライモリを発見。イモリなどの両生類は微量の毒をもつものがあります。生き物を触った後の手洗いは大切です。



株立ちした茅につくられたカヤネズミの巣を発見。しずかにのぞいていると藪からササッと飛び出してきたので捕まえて写真をパチリ。

「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん (埼玉県川口市)
かい ゆうこさん (埼玉県所沢市)

中野 壽美子さん (東京都豊島区)
畑中 百枝さん (千葉県白井市)

※ 2021年10月1日～10月31日の期間、4名の方から寄付をいただきました。





やぎはどこにいったの？

ある日「ヤギが一頭いない！！」と大騒ぎ。恩返しの森中を隅々まで探し回るも見つからず。翌日になっても見つからず「川に落ちてしまったのか……」と諦めかけた時、田んぼから鳴き声が……。近づくると、地下水の流れで空いてしまった穴の中にヤギを発見！ 少しションボリしている様子ですが、怪我もなく一安心。ゆっくりひきあげると、元気に群れにもどってゆきました。



やぎの小屋冬支度



夏の間は風通しの良い三角屋根の小屋ですごしたヤギ。本格的な冬が来る前に、冬の寒さから身を守るようにドーム型の小屋をあつらえました。気に入ってもらえるかな。

地球に恩返し運動について



私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九（ゼロイチキュウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



支部



活動記

北海道・北日本支部

▼今月は古い利用者（2003年頃契約）のMさん（80歳代・女性）、比較的新しい利用者Eさん（70歳代・男性）お二人の近況をご紹介します。
Mさんは持病の定期診察を受けているくらいで平穩に暮らしておられました。

このMさんが転倒して骨盤にヒビが入るケガをしましたが入院治療するほどの病状ではなく、週2回の通院で回復を早める注射を打つという治療を受けています。

こんな状況で食事の支度など日常生活は何とかなっているのですが、立ったりしゃがんだり動作が難しく、家の片付けや掃除などが出来ないという問題を抱えています。

他方、Eさんの近況です。

最近体調がすぐれず病院で受診するとお医者様からは「特に大きな病気はないようなので、しばらく様子

をみましょう」との診断ですが、ご本人は「食事の支度が難しく疲れがひどい」と訴えています。

最近になって介護認定の申請をしたのですが介護度はつきませんでした。

このケースについては何故介護度がつかないのか、再度お医者様に相談する必要があります。

これから地域包括支援センターなどで公的サービスを受けるためのサポートをしなければならぬと考えています。

我が国は福祉国家ですから、まず公的サービスを探すことが重要で、そのお手伝いが私たちシステム役割です。お気軽にご相談下さい。

東日本支部

▼大正12年生まれのFさん（97歳・女性）は、都内の団地に一人で暮らしています。

16年前にりすシステムと契約し、サポートが必要になったのは2年ほど前で、3年前までは旅行も楽しんでいました。

現在は、地域包括支援センターの協力、りすシステムのサポートを受けて、元気にお過ごしです。

Fさんは外出が大好きで、月1回の定期受診も大学病院で午前中は呼吸器内科、午後は消化器内科と1日がかりなのですが、担当医の先生とお話するのを楽しみにしているほどです。サポート時には、いつもお世話になっています。介護タクシーで移動していますが、ドライバーとも顔なじみで気持ちに通じあっています。Fさんは車窓から見える景色を楽しんでおられます。本当は今でも旅行に行きたいと思つてらっしゃるのは容易に想像できます。

家では、いざりで移動され、難聴と短期記憶障害の傾向があり、不自由さもあると思うのですが明るく前向きで、地域や病院の方とも親しく、楽しいことを見つけて頑張っている姿には頭が下がります。

今年の6月には、脱水症状による

嘔吐があり緊急入院されたのですが、CT、MRI、心電図等の検査をした結果は特に大きな病気の症状はなく、翌日には退院出来ました。最後まで自宅で過ごせるようにFさんを応援し、支えていきたいと思っています。



中部日本支部

▼軽費老人ホームで暮らしていたAさん（81歳・男性）が膀胱がんで去る8月亡くなりました。

亡くなる前日の朝、施設から「Aさんの体調が良くないので、受診の付き添いをお願いします」と連絡があり、急ぎ通院している病院へ駆けつけました。施設の提携病院なので、受診の送迎は施設で行ってくれます。病院の受付で施設の看護師さんと待ち合わせ、容態の説明を受けました。

「最近ベッドで横になっていることが多く、食堂へ行くのも辛そうでした。4日ほど前から食事がほとんど摂れなくなっています。今後施設での生活は難しいと思うので、医師に入院できるように頼んでください」との内容で、診察を受け即入院となりました。（※軽費老人ホーム）

入院保証等の手続きを済ませ、**医療上の判断**の「延命治療はしない」との本人の意思表示書を医師に示し、病院を後にしました。以前「自分は歩くことで貯筋（筋肉を蓄える）ができていから大丈夫」とおっしゃ

っていた元気なころのAさんの姿が思い出されます。

翌日早朝、病院から悲しい連絡が入りました。「心肺停止状態です。『延命処置はしない』で間違いありませんか」との看護師の問いに「はい」と返事すると「医師の死亡確認に立ち会ってください」30分で到着できることを伝え、病院へ急ぎ向いました。

2年にわたる膀胱がんの辛い症状から解放されたAさんはとても穏やかなお顔でした。

企画書に沿って葬儀の手配をし、旅立ちの準備をしました。

いつもお世話になっていたヘルパーさんが、Aさんの好物のパンを持って来てくださり、禁煙した時りシステムが預かっていたタバコと一緒に棺に納めました。施設長、事務長とケアマネさん、ヘルパーさんがお見送りをしてくださいました。Aさんの希望通り収骨をしない葬儀を滞りなく行うことができました。

※軽費老人ホームは老人福祉法による高齢者のために無料又は低額な料

金で老人を入所させ、食事の提供その他、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設です（老人福祉法20条の6）。

高齢者の居住用施設の多様化がすすみ大変分り難いのが現状です。皆さんが良くご存知の「ケアハウス」は、軽費老人ホームの進化したといつてよいと思います。

一度、専門家に「老人向住居施設」の解説特集を企画しようと思つています。（文責：如戒）

西日本支部

▼本誌10月号で紹介した中部日本支部の利用者だったTさん（57歳・女性）のその後です。

Tさんは大の飛行機好き人間で、人生のラストステージは飛行機場近くで迎えたいとの希望を持っていました。幸い大阪国立病院近くのホスピス入居が決まりました。

ホスピス入所を決めているほど病は進んでいる病状のTさんが名古屋から大阪までの長旅をすることには大きなリスクを伴いますが、友人の

支えで半日かかりで大阪に無事到着しました。

予定時間より遅れましたが、受入れホスピスのドクター、ナースをはじめ大勢でTさんを迎えてくれました。

出発前までは首の周りが腫れるなどの症状で会話をすることが難しく、全てメールでのやり取りでしたが「飛行場見学に行きたいの一心からか、白湯しか喉を通らなかつたのに、食欲が出てきた。うれしい!!」と、明日をも知れぬ病人とは思えないほどのお元気ででした。

出発の朝、名古屋の区役所で転出手続きをしたのですが、その日のうちに大阪の役所で転入届け、健康保険、介護保険の手続きを行いました。それから4日後の深夜、息を引き取り黄泉の国へと旅立たれました。

4日後に最期を迎えるほど重篤な病人に長旅をさせる手助けをする、りすシステムの底力を改めて感じました。

これまでのりすシステムの28年の歩みの中で、ホスピスから肌寒さが身に染みる早春、荒川土手の桜の花

見にお連れした利用者のこと、ガンの第4ステージの利用者と北海道から大阪への寝台特急トワイライトエクスプレスによる旅のお伴をしたことも「私一人で死ねますか」という本で紹介されています。

ホスピス入所のサポートをして人生最後の住処に何う廊下の入口で見送るアドバイザーに「行ってくるね」と手を振る姿を見送る側が涙する等々、様々な人生最期旅支度のサポートをして来ました。

子や孫などの身内が看取るのでは、こんな冒険はさせてもらえません。りすシステムだからこそ出来る看取りの形なのです。

私たちスタッフの一人一人がこのようなすばらしい最期の時間を共に過ごさせていただいていることにも感謝して、私なら……と思いを巡らす日々です。

中国四国支部

▼Sさん(73歳・男性)は糖尿病と高血圧で腎機能が低下し、20年以上前から透析を続けていました。さらに、数年前からは壊疽や褥瘡が悪化

長期入院していました。2週間ほど前、担当医から「Sさんが透析を拒否。家に帰りたいと言って治療を拒むようになりました」という電話があり、「本人の意思は固く、訪問看護師、居宅介護の担当者、医師、本人と何度も話し合った結果、1日3回ヘルパーが入り、午前中に看護師が様子を診て、緊急時には病院へ搬送することに決まりました」とのこと。医師は「その場合、もって14日くらいと思ってください」とおっしゃいました。

改めて、本人意思を確かめるため、Sさんの携帯に電話をしました。すると、いたって明るい声で「透析の苦痛や、様々な制約から解放されて嬉しい。家に帰ったら、先生は何でも食べてよいと言ってくれた。なので、今度、自宅に来てください。一緒にご飯を食べましょう」と。

退院して数日後、自宅を訪問するとベッドから明るい笑顔で迎えてくれました。

「餃子とラーメンが食べたいので、介護タクシーを手配しました。ヘルパーがついてきてくれるから、一緒

に行きましょう」と。餃子を一皿、ラーメンはおつゆを吸って、具材を少し食べて満足した様子。「退院してからも、多くの人の手を煩わせるけれど、自由なのが良い。今の楽しみは、食べたいものをちよつとずつ、いろんな種類を味わうこと」だとか。そして、自分が入るお墓についても丁寧に説明してくれました。

それからしばらくした日曜日の朝、Sさんが自宅でお亡くなりになっていたところをヘルパーが発見。担当医が死亡診断書を書いて下さり、Sさんが決めていた葬儀社にご遺体を安置してもらいました。

Sさんはりすシステムとの間で任意後見契約を締結しているので全国の法務局で後見登記事項証明書(以前の「登記簿謄本」)の交付が受けられます。同時にりすシステムはNPO法人ですから、法人の「登記事項証明書」の交付も受けられますので、この二つの証明資料を添えてSさんの死亡届をりすシステムのスタッフが出来るのです。

このケースは私が休みだったので本部から証明書等を送ってもらうこ

とにしました。そして私が市役所に任意後見受任者として届け出たのです。

任意後見受任者に死亡届ができるようになったのはありがたいことです。しかし法務局から証明書を取り寄せる必要があるため三連休、五連休などに当たれば、その間火葬が出来ず困ることがあります。このケースでは、Sさんが入院中に死亡したのであれば、入院先の病院の院長や理事長に届出人になってもらえたのです。しかし自宅で亡くなったので、その方法はとれませんでした。



九州支部

▼Kさん(80歳・男性)は、一年半ほど前に、自宅マンション近くの住宅型有料老人ホーム入居を希望、身元引受人が必要だと、地域包括支援センターに相談されました。そこで「生前契約」の資料をもらい、

個別説明会を申し込み、事務所へお出でになりました。ホームの開設は翌年でしたが、入居契約は早目にする必要がありました。このようなご事情から、**保証パック**をお勧めしました。

必要書類を取り寄せ、書類を提出、振込を完了し、一か月後には公正証書が完成しました。

さらに、翌月には**おぼえがき書類**も完成。その後、入居契約に立会い、ホームの完成を待つばかりとなりました。

ところが、去年の12月入院することとなり、身元引受、病状説明、手術立会、術後ドクターの説明に立ち会いました。一時期、容体が悪化し、主治医から病状説明を何度か受けましたが、年末に向かつて容体が改善したため、Kさんご自身は退院を希望されました。

年末年始、マンションでのひとり暮らしは難しいと主治医が判断、年明けの退院になりました。

退院後、地域包括支援センターのケアマネジャーと今後の対応を打ち合せ、取り敢えず、自費のヘルパー

をご利用されましたが、徐々に体調は改善、おひとりでの生活も無理なくできるようになりました。

翌月のこと、2歳くらいしか違わず、どちらが先に逝くかわからないと、お姉さまの件で事務所へ相談に来られました。状況からKさんと同様の契約はできないため、**りすネットのシンプル葬**をお勧めしました。

お姉さまのご要望通りに、また施設にご迷惑をかけないように、**オプション企画書**で決められました。

そのお姉さまが、契約してから半年後の11月、入院先の病院で亡くなりました。Kさんから緊急コールセンターへ連絡が入り、病院と打ち合せて、速やかに遺体を引き取って斎場に安置、通夜のお経。翌日、葬儀、出棺、火葬をKさん、ご住職、りすシステムで執り行いました。

そして収骨後、ご住職が遺骨を預かり、納骨まで本堂にてご供養して下さることになりました。

その後、お姉さまの施設の片付けや不用品の処分、区役所での手続きなど、一連の死後事務を**オプション企画書**通り、完了しました。



介護保険豆知識

コラム

【介護保険の1ヶ月利用限度額は？】

	サービス	段階	支給限度基準額 (1ヶ月あたり)
軽い ↓ 重い	非該当	自立	0円
		介護予防サービス	
	介護サービス	要支援 1	50,320円
		要支援 2	105,310円
		要介護 1	167,650円
		要介護 2	197,050円
		要介護 3	270,480円
		要介護 4	309,380円
	要介護 5	362,170円	

川嶋先生ご逝去のお知らせとおねがい

去る11月4日の午前中、利用者の何人かの方から川嶋辰彦先生ご逝去の報がヤフーニュースで流れたと伝えられました。覚悟をしていたことですが、しばし茫然自失。涙も出ませんでした。しばらくして我に返ると走馬灯のように30年間のあれやこれやが胸を締め付けるかのように通り過ぎていきました。

もやいの会を創立して間もない頃の集まりに、川嶋先生ご夫妻が「すがも平和霊苑」においで下さいました。そこで磯村英一先生から川嶋辰彦先生をご紹介いただきました。磯村先生から「なあ松島君、川嶋先生は学問的にも一流の研究者だけど、それにも増してお人柄が素晴らしい方だ。生涯大切にしてください」といわれ、お引き合わせいただきました。だからという訳ではありませんが、以来川嶋先生には何か迷うと教えを乞うてまいりましたが、いつの間にか教えを乞うだけでなく心が通じ合っていたのです。

昨年12月の初め、長いお電話をしていた中で病気の話になりました。私自身84歳の今日に至るもガンに見舞われたことがなかったのですが、昨年12月の初め、肺ガンの疑いが強い。というより主治医からガンは治る病だとか、先生自身数回ガンに見舞われたけど、こうして92歳まで元気で診療している…と事実上ガンの宣告をされ、12月10日に最終診断をして下さる、という状況の時でした。その折、川嶋先生も12月10日が審判の日だと申されたのですが、私は白でした。そのような状況で川嶋先生はいかがでした？ とは申しあげ難く、しばらくの間お電話も差しあげず過ぎしておりました。今になって思いますとその頃に病気が発覚したのでは……との思いをめぐらせています。

8年前、りすシステム創立20年に際し川嶋先生に生前契約20年の総括をしていただきたいとお願いした結果「周死期」という概念をお示し下さいました。

川嶋先生のライフワークでもありました、タイ北部の白カレン族など少数民族の調査や山の中腹の湧水をパイプを敷設して集落に引水し、タンクを造って各戸に飲料水の給水設置を作るなど、多くの生活支援活動を20年にわたってされておられました。りすシステムもこのゴングバプロジェクトに山田君、遠藤君、高荒君が参加させていただき、さらに直近2回には芳賀みゆきさんの孫、月比古ちゃんが参加させていただき貴重な体験をしています。その者たちの悲しみの気持ちが私たちにも伝わり涙ぐむことも多々ある昨今です。

多くの利用者の皆さんに、川嶋先生とのふれあいの中で忘れ得ぬ思い出をお持ちの方がおられると存じますので、りす倶楽部新年号より順次お寄せ下さいました玉稿を掲載させていただきたいと存じます。ぜひ500字程度にとりまてご投稿下さいますようお願い申し上げます。

NPO りすシステム

 0120-889-443

りすセンター・新木場

 0120-373-959